

公 告（再度公告）

音楽を活用したまちづくり推進事業「まちなかミニライブ」運営業務について、次のとおり企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和7年7月15日

公益財団法人福井県文化振興事業団
理事長 八木 誠一郎

1 企画提案書の提出を求める事項

（1）業務名

音楽を活用したまちづくり推進事業「まちなかミニライブ」運営業務

（2）履行期間

契約締結の日から令和8年2月28日（土）まで

（3）内容

「音楽を活用したまちづくり推進事業『まちなかミニライブ』運営業務に係るプロポーザル実施要領」のとおり

2 企画提案書を提出できる者の要件

本委託業務は、公益財団法人福井県文化振興事業団（以下「事業団」という。）が企業、特定非営利活動法人等の単独法人に委託して実施する。委託に当たって企画提案を募集するが、これに参加できる者は、本業務の実施に必要な能力を有する単独法人とし、「音楽を活用したまちづくり促進事業『まちなかミニライブ』運営業務 選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「応募資格」という。）に関し、次に掲げる事項について事業団の認定を受けたものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）本委託業務の応募資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けていないこと。

（3）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

（4）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 福井県内に主たる営業所を有していること。事業団の求めに応じて随時来所し、対応できる体制を整えていること。
- (6) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

3 応募資格の認定の申請手続き等

(1) 応募資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり事業団理事長に申請し、応募資格の認定を受けなければならない。

① 提出書類および部数

音楽を活用したまちづくり推進事業「まちなかミニライブ」運営業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

② 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

③ 受付期間

令和7年7月22日（火）17時まで（必着）

④ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所の所在地および名称

〒918-8152 福井県福井市今市町40-1-1

公益財団法人福井県文化振興事業団 ふくい文化創造センター 担当：江尻

TEL 0776-38-8280

FAX 0776-38-8285

e-mail database@hhf-cf.or.jp

⑤ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和7年7月15日（火）9時から7月22日（火）17時まで

ただし、月曜は休館日を除く、9時から17時までの間に限る。

イ 交付場所

3 (1) ④に同じ。

なお、公益財団法人福井県文化振興事業団 ウェブサイト

(<https://www.fukui-culture.or.jp/>) からもダウンロードすることができる。

(2) 応募資格の認定時期

応募資格の認定は令和7年7月23日（水）に行う。

(3) 応募資格の認定結果通知

書面により申請者に通知する。

4 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和7年7月23日（水）12時までに質問票（様式1）を電子メールまたはFAXにより提出すること（提出先 e-mail:database@hhf-cf.or.jp、FAX: 0776-38-8285）。

質問に対する回答は、すべての応募者に対して電子メールにより行う。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

実施要領による。

(2) 提出方法

電子データの送付によること。

(3) 提出期限

令和7年7月28日（月）17時まで（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3 (1) ④と同じ

(5) 提出資料の様式等

3 (1) ⑤と同じ

6 選定委員会および契約先候補者の選考等

(1) 審査の実施

委託先候補者は、企画提案書の提出のあった事業者を対象にプレゼンテーションを実施し、事業団が設置する選定委員会において審査の上、決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらず審査を実施した日から7日以内に企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 企画提案書の選定に際し審査する事項

選定委員会において「事業の計画性および遂行能力」「企画力」「運営体制」などを基準に審査を行う。

(4) 選定されなかった企画提案者に対する理由の説明

① 選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。

この場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。

② 事業団は、説明を求めた企画提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。

7 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする。

(4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。